

議案第12号

守谷市債権管理条例

守谷市債権管理条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日 提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
12号	1

守谷市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (3) 私債権 市の債権のうち、市税及び公債権以外の債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは規則の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備するものとする。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上市長が特に必要がないと認める市の債権については、この限りでない。

(滞納者に関する情報)

第6条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うために必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者に係る滞納の有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置又は処分の情報その他必要な情報を実施機関（守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）第2条第6号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）の内部において利用し、又は規則で定めるところにより他の実施機関に提供し、若しくは他の実施機関から収集することができる。

議案	頁数
12号	2

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(徴収計画)

第7条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとする。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上市長が特に必要がないと認める市の債権については、この限りでない。

(督促)

第8条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促状を発したとき（公債権に係るものに限る。）に係る督促手数料は、守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の例により徴収するものとする。

(延滞金)

第9条 市長は、公債権について前条の規定による督促をした場合において、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき、その履行期限の翌日から履行の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(債権の放棄)

第10条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該市の債権の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に、債務者が支払の意思を示し、又は一部を履行したときその他債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が市の債権についてその責任を免れたとき。

(3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産から当該市の債権の弁済を受ける見込みがないとき。

(4) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

議案	頁数
12号	3

- (5) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2の規定による強制執行等又は第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から1年以上の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により放棄した市の債権について、議会に報告しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日前に発生した市の債権についても適用する。
- 3 この条例の施行の際、現に市の債権を管理するために使用している台帳は、第5条に規定する台帳とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に市の債権の徴収のために策定している計画は、第7条に規定する徴収計画とみなす。

（延滞金の割合の特例）

- 5 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（守谷市の督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止）

議案	頁数
12号	4

6 守谷市の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和60年守谷町条例第3号）は、廃止する。

議案	頁数
12号	5

提案理由（議案第12号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市の債権を適正に管理するにあたり、台帳の整備、情報の共有、徴収計画の策定、債権の放棄等について規定するために守谷市債権管理条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
12号	6

守谷市債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市債権管理条例（平成 年守谷市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の整備)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生原因及び年月日
- (5) 債権の履行期限その他履行方法に関する事項
- (6) 担保又は保証人に関する事項
- (7) 債権の徴収に係る履歴
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 債権の管理上必要がないと市長が認める場合においては、前項各号に掲げる事項のうち、その一部の記載を省略することができる。

3 条例第5条の規定による台帳は、債権管理台帳（様式第1号）に準じて調製するものとする。

(滞納者に関する情報の提供)

第3条 条例第6条の規定による情報の提供は、当該情報を利用しようとする実施機関の所管課長からの滞納者情報照会書（様式第2号）による照会に基づいて行うものとする。

2 前項の照会を受けた実施機関の所管課長は、遅滞なく、回答書（様式第3号）により回答しなければならない。

(徴収計画)

第4条 条例第7条に規定する徴収計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 収入未済額の状況
- (2) 年間の取組事項
- (3) 目標収納額及び収納率
- (4) その他必要な事項

2 前項の徴収計画は、徴収計画（様式第4号）に準じて調製するものとする。

(督促)

議案	頁数
12号	7

第5条 条例第8条に規定する督促は、原則として履行期限の翌日から起算して20日以内に督促状を発して行うものとする。

2 別に定めがある場合を除き、前項の督促を行う場合に指定すべき期限は、原則として当該督促状を発した日から起算して10日以内の日とする。

(報告)

第6条 条例第10条第2項の規定による議会への報告は、決算を議会の認定に付するに際して行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 放棄した債権の名称
- (2) 放棄した債権の調定年度
- (3) 放棄した債権の額
- (4) 放棄した事由
- (5) その他必要な事項

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

議案	頁数
12号	8

債権管理台帳

債権の名称				担当部署			
債務者	住所（所在地）						
	ふりがな 氏名（名称及び代表者の氏名）						
	固定電話番号			携帯電話番号			
債権の発生原因	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 契約（要綱を含む。） 名称						
消滅時効	<input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年						
その他特記事項							

債権管理明細

調定年度	対象年度	通知書発送年月日	通知書番号	期別	調定額	納期限	収納額	納付年月日	債権額 (未納額)	履行方法	担保又は保証人の有無 及び内容	督促	督促状 発布日	催告書 発布日	延滞金	停止、 放棄等	年月日	備考
計																		

【添付書類】 交渉経過等の記録

議案	12号
頁数	9

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

所管課（局，所）長

滞 納 者 情 報 照 会 書

次の債務者に係る債権管理事務に必要であるため、守谷市債権管理条例第6条の規定により照会します。

○ 債 務 者

ふりがな			
氏 名			
住 所			
生年月日		性別	

○ 照会事項

1 債権管理に関する事項

- (1) 滞納の有無
- (2) 滞納がある場合
 - ア 措置又は処分の状況
 - イ 納付計画及び納付実績
 - ウ 滞納者本人等との折衝記録
 - エ 所得及び勤務先

2 債務者との連絡に関する事項

- (1) 電話番号
- (2) 居所（住所地と異なる場合）
- (3) その他債務者との連絡に用いている情報

議案	頁数
12号	11

様式第3号 (第3条関係)

年 月 日

様

担当課 (局, 所) 長

滞納者情報回答書

年 月 日付で照会がありました件について、守谷市債権管理条例第6条の規定により次のとおり回答します。

○ 債務者

氏名	
住所	

○ 照会事項

1 債権管理に関する事項

(1) 滞納の有無 有 ・ 無

(2) 滞納がある場合 (該当する□にレ印を付ける。)

- 措置又は処分の状況 [別紙 電子データ]
- 【
- 納付計画及び納付実績 [別紙 電子データ]
- 【
- 滞納者本人等との折衝記録 [別紙 電子データ]
- 【
- 所得及び勤務先 [別紙 電子データ]
- 【

2 債務者との連絡に関する事項 (該当する□にレ印を付ける。)

- 電話番号
- 【
- 居所 (住所地と異なる場合)
- 【
- その他債務者との連絡に用いている情報
- [別紙 電子データ]
- 【

備考 回答は、【 】欄に記載し、又は別紙若しくは電子データにより提出します。

徴 収 計 画

課名 _____

債権の名称 _____

(1) 収入未済額の状況

年度（	年	月	日現在）
	件数等	金額（円）	
前年度以前分			
前年度分			
計			

(2) 今年度の取組事項

-
-
-
-
-

(3) 年度の目標収納額及び収納率を次のとおりとする。

項目・年度		当該年度	前年度	比 較	前年度実績
現年度	調定見込み額				
	目標収納率				
	目標収納額				
	予算計上額				
過年度	調定見込み額				
	目標収納率				
	目標収納額				
	予算計上額				
合 計	調定見込み額				
	目標収納率				
	目標収納額				
	予算計上額				

(4) その他

議 案 12号	頁 数 13
------------	-----------